

発議第 1 号

みやき町議会会議規則の一部を改正する規則について

みやき町議会会議規則の一部を次のように改正したいのでみやき町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和 3年 3月 1日 提出

提出者 みやき町議会運営委員会  
委員長 平野達矢

みやき町議会議長 田中俊彦様

提案理由

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定すること等について、みやき町議会会議規則の一部を改正する必要があるため。

## みやき町議会会議規則の一部を改正する規則

みやき町議会会議規則（平成17年みやき町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条第1項を次のように改める。

請願書には、邦文を用い 請願書の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

みやき町議会会議規則の一部を改正する規則に係る新旧対照表

| 改 正 前  | 改 正 後   |
|--|---|
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 <u>議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <hr/> <p>2 <u>議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <hr/> <hr/> | <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 <u>議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> |
| <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 <u>請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。</u></p> <hr/> <p>2・3 (略)</p>                                   | <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 <u>請願書には、邦文を用い 請願書の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>   |